

2010年版 社労士科目別総まとめ
健康保険法 (3158)

【法改正による修正箇所・正誤のお知らせ】

平成22年7月9日
 (株)住宅新報社 法律・資格図書編集部
 TEL.03-3504-0361

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度試験は、平成22年4月9日現在施行の法令等により出題されます。また、試験は平成22年8月22日(日)に実施されます。

	ページ・位置	改正前	改正後
7	上1行目	(法7条)	(法7条、 則1条)
	上2～4行目	同時に2以上の事業所で(～略～)健康保険が適用される。	被保険者(日雇特例被保険者を除く。以下同じ。)は、同時に2以上の事業所に使用される場合において、保険者が2以上あるときは、その被保険者の保険を管掌する保険者を選択しなければならない。また、健康保険組合を選択した場合を除き、当該2以上の事業所に係る日本年金機構の業務が2以上の年金事務所に分掌されているときは、被保険者は、その被保険者に関する日本年金機構の業務を分掌する年金事務所を選択しなければならない。
	上6行目	(則2条1項・2項)	(則2条1項・2項・ 4項)
	上8行目	その選択しようとする保険者等に	全国健康保険協会を選択しようとするときは厚生労働大臣に、健康保険組合を選択しようとするときは健康保険組合に、
	上10行目	保険者等は、関係する保険者等及び事業主	厚生労働大臣にあつては関係する健康保険組合及び事業主に、健康保険組合にあつては厚生労働大臣又は関係する健康保険組合及び事業主
	上12行目、②の上に追加		なお、日本年金機構の業務を分掌する年金事務所を選択しようとするときは、同時に2以上の事業所に使用されるに至った日から10日以内に、所定事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
	上14行目	保険者等に	厚生労働大臣又は健康保険組合に
8	下13行目	並びに前期高齢者納付金等、	並びに 船員保険法の規定による船員保険事業に関する厚生労働大臣が行う業務以外の業務、前期高齢者納付金等、
9	表中「協会が行う業務」の欄、上10行目の下に追加		・船員保険事業に関する業務(厚生労働大臣が行う業務を除く)
46	上5、7、13、15、18、20行目 (6カ所・その他の行はそのまま)	保険者等	日本年金機構又は健康保険組合
48	下5～7行目	※提出先の「保険者等」とは、(～略～)である。	※提出先の「保険者等」とは、 任意継続被保険者以外に係るもののうち、「被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、被保険者報酬月額算定基礎届、被保険者報酬月額変更届及び被保険者賞与支払届」は「日本年金機構又は健康保険組合」、その他の届出は「厚生労働大臣又は健康保険組合」で、任意継続被保険者に係るものは「保険者(協会又は健康保険組合)」 である。
	下1行目	社会保険事務所長等	厚生労働大臣

56	下1～2行目	保険者等	日本年金機構又は健康保険組合							
59	上9行目	保険者等	日本年金機構又は健康保険組合							
60	上12行目	保険者等	保険者等(日本年金機構又は健康保険組合)							
	下2行目	保険者等	日本年金機構又は健康保険組合							
80	上10行目	平成22年3月まで	平成23年3月まで							
81	上6行目	平成22年3月まで	平成23年3月まで							
99	上11行目	平成22年3月まで	平成23年3月まで							
120	下13行目	平成22年3月まで	平成23年3月まで							
121	下9、14行目(2カ所)	平成22年3月まで	平成23年3月まで							
127	上6、13行目(2カ所)	平成22年3月まで	平成23年3月まで							
129	下11行目	平成22年3月まで	平成23年3月まで							
131	下8行目	平成22年7月まで	平成23年7月まで							
151	上7行目	1000分の11.9(平成21年3月から)	1000分の15.0(平成22年3月から)							
	上8行目	全国一律で、1000分の32	全国一律で、1000分の35							
153	下1行目	※H21年9月からの保険料率は8.15%(長野県)から8.26%(北海道)の範囲で定められた。	※H22年3月からの保険料率は9.26%(長野県)から9.42%(北海道)の範囲で改定された。							
158	下1行目の下に追加	※平成22年の特例基準割合は、4.3%								
170	下2行目	平成22年3月まで	平成23年3月まで							
176	下1行目	平成22年3月まで	平成23年3月まで							
178	下3行目	ことである。	ことである。(平成22年4月より1000分の93.4)							
181	【標準賃金日額に係る保険料額、負担額】表中の数値を差替え						介護保険第2号被保険者である日雇特例被保険者		介護保険第2号被保険者以外の日雇特例被保険者	
		等級	保険料額	被保険者の負担額	事業主の負担額	保険料額	被保険者の負担額	事業主の負担額		
		第1級	420	160	260	360	140	220		
		第2級	610	235	375	530	205	325		
		第3級	810	310	500	690	265	425		
		第4級	1,020	390	630	870	335	535		
		第5級	1,230	470	760	1,060	405	655		
		第6級	1,520	580	940	1,310	500	810		
		第7級	1,870	715	1,155	1,610	615	995		
		第8級	2,220	850	1,370	1,920	735	1,185		
		第9級	2,580	985	1,595	2,220	850	1,370		
		第10級	3,010	1,150	1,860	2,590	990	1,600		
	第11級	3,510	1,340	2,170	3,020	1,155	1,865			
	下12行目	平成21年4月1日から	平成22年4月1日から							
182	下11行目、2行目(2カ所)	社会保険事務所長等	厚生労働大臣							
183	上5行目	社会保険事務所長等	厚生労働大臣							
	下14行目	翌月末日までに、厚生労働大臣	翌月末日までに、日本年金機構							
195	上16行目	定める権限	定める権限(保険者選択届、被保険者氏名変更届の受理等則158条の3に定められた権限)							

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありましたので、ご訂正願います。記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置		誤	正
10	上7行目	任命する。	任命する。 なお、委員の任期は2年である。
44	下10行目	(法39条1項)	(法39条1項、 法附則3条6項)
	下7行目	任意継続被保険者の資格	任意継続被保険者 又は特例退職被保険者の資格
47	下11～12行目	至ったときは、遅滞なく、事業主を経由して保険者等へ届け出る。	至ったとき(被保険者又はその被扶養者が40歳に達したときを除く)は、遅滞なく、事業主を経由して保険者等へ届け出る。 なお、任意継続被保険者は、直接保険者に届け出る。
60	上4行目	、則26条の2)	、則26条の2、 38条の2)
78	下6行目	保険者は、	保険者は、 厚生労働大臣の認可を受けて、